

「年金業務システム共通運用管理業務（令和9年1月～令和13年1月）」 調達仕様書に係る疑義への回答

令和8年8月14日
日本年金機構
システム運用部 年金業務システム運用グループ

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
1	調達仕様書 P.10	1.7 契約期間等	一部のクラウドサービス及び機器・ソフトウェアについては再販形式での提供を想定しております。当該形態で提供することにより、所有権並びに利用権が貴機構に帰属することになり、本契約の終了後、次期運用保守事業者に環境を維持したままアカウントの契約を移管することが可能となります。なお、その場合、契約条件、責任、支払の3点について、それぞれ以下の考え方に基づき当該サービス等提供することとなるため、ご了承いただけますでしょうか。 具体的には、以下文言を提案書に追加することを想定しています。 ----- 本調達に係り導入される●●●ツールは、原則として「第三者の製品・サービスを利用する」ことによって調達する。なお、受託者自ら開発する製品・サービス等を利用することも妨げない。これらの方式が困難である場合においては、発注者と協議し合意の上で別の手段を講じて環境を調達し提供すること。発注者が受託者から購入し利用する第三者の製品・サービスは、別途、調整の上、明細の一覧を添付する。第三者の製品・サービスを購入・利用するに当たっての前提を以下に示す。 ・契約条件 製品・サービスに係る契約条件(出荷・納入、使用許諾、保守、保証、責任、取消・返品等の契約条件を含むがこれに限らない。)は、当該製品・サービスの提供者(以下、「提供者」という。)が約款等で定めたものが適用される。なお、適用される約款等について、発注者は合意するものとする。 ・責任 製品・サービスの各種契約条件においては、債務不履行等が生じた場合は、受託者ではなく各製品・サービスの提供者が直接発注者に対し責任を負うこととなる。ただし、各製品・サービスの不具合等の場合は、受託者も必要に応じて問題解決のための窓口として、発注者と提供者間の調整を行う。また、各製品・サービスに契約不適合や機能上の問題がある場合は、発注者は、各製品・サービスの提供者の責として対応させるための措置をとり、受託者も受託者の役務の提供を通して支援するものとする。 ・支払 受託者から提供者への製品・サービスの代金の支払は、発注者から受託者への代金の支払がなされることを条件とする(この前提条件のための詳細な支払時期等について、別途発注者と調整すること。)。なお、発注者から受託者への支払が遅延した場合又は支払が行われない場合、受託者から提供者への支払が遅延する又は行われないことになり、提供者との契約に違反することとなる。当該違反から生じる責任については、発注者が負うこととする。 なお、前提に変更が生じた際は、上記の契約条件等について別途協議するものとする。	具体的な、契約条件、責任、支払に関しては、契約締結時までには別途協議に応じます。
2	調達仕様書 P.33	6.3 情報セキュリティ管理 (12)	「受託業務において導入する通信回線設備、サーバ装置、端末、複合機、特定用途機器、ソフトウェア、周辺機器及び外部電磁的記録媒体は、製造事業者名、製造事業者の法人番号、製品名及び型番等について、情報セキュリティ管理計画書の一部として、機器等リストにより、提案書の提出期限の15営業日前までに提出すること。」とありますが、提出期限の15営業日前までに提出が間に合わない場合、提案書の提出期限まで延長いただくことは可能でしょうか。	当案件においては、提案書の提出期限までにご提出いただければ結構です。
3	調達仕様書 P.37	7.3 契約不適合責任	契約書上は、契約不適合責任の請求期間は、一律に検査完了から1年間とされていますが、仕様書上「開発」に関する契約不適合責任の請求期間は、例外的に以下のとおりとなっております。契約書と仕様書、どちらの記載を前提としていますでしょうか。 「開発を伴う成果物」については、上記(1)にかかわらず、「当該成果物が契約の内容に適合していないことを知った時から 1 年以内」に読みかえるものとする。なお、開発を伴う成果物の範囲については機構と協議の上、決定する。	契約不適合責任の請求期間は、契約書の内容を前提としています。 運用ツールは「開発」に含めない想定であり、本受託業務では「開発を伴う成果物」は発生しない予定ですが、機構からの求めがある場合は、協議の上決定することとします。
4	調達仕様書 P.39	8.1.1(1) 公的な資格や 認証等の取得	「応札希望者は品質管理体制について、受託業務を担当する予定の部門等を適用範囲として品質管理体制についてISO9001:2015、組織としての能力成熟度についてCMMILレベル3以上の達成、これらと同等の認証等を受けていること。」とあります。本項目は、応札者の品質管理体制について公的な資格や認証等を受けているかを確認するものであり、以下についていずれかの認証を受けているかの認識でよいでしょうか。 ○ISO9001 ○CMMILレベル3 ○これらと同等の認証等	ご認識のとおり、記載のいずれかの認証を受けていることをご提示ください。
5	調達仕様書 P.40	9.1 再委託の制限及び再 委託を認める場合の条件	仕様書上、「受託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分」につきましては、第三者への委託が禁止されていますが、これは、契約書第15条に定める「当該業務・・・主体的部分」に該当するという理解で認識に齟齬ありませんでしょうか。 この、「受託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分」とはどのような業務を想定されていますでしょうか。 また、仕様書上、「受託業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則 2 分の 1 未満」とされていますが、こちらも契約条件になりますでしょうか。契約書上、同様の記載がありませんでしたので確認させていただきたく存じます。	ご認識のとおり、「受託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分」における第三者への委託禁止については、業務委託契約書第15条に該当します。 「受託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分」とは、本受託業務における進捗状況や課題管理等の全体統括、継続的な品質改善や効率化の遂行を想定しています。
6	別紙1_要件定義書 P.3	2.1.5 データエントリーシ ステム	本受託者は、データエントリーシステムの新機能追加に伴う運用業務の引継ぎがあると認識しています。運用開始までに構築事業者から運用業務の引継ぎを受け、本受託者は本システムの運用業務（アラート監視、問合せ対応など）を実施する必要がある認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 データエントリーシステムの新機能追加に伴い、追加サーバにおける監視等の運用業務を実施いただきます。
7	別紙1_要件定義書 P.8	3.1.4 アラート件数	表3.1.4-1 アラート件数(参考値)において、月平均8万5千件のアラートが発報されていると認識しました。別紙6 サービスレベル設定項目のインシデント管理では、表3.1.4-1 アラート件数(参考値)に記載されているアラート件数全てが対象になる認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 表3.1.4-1 アラート件数(参考値)に記載されているアラート件数は実績値となりますが、出力されたアラートは全てインシデント管理の対象になります。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
8	別紙1_要件定義書 P.46	4.7.10 個人番号管理サブシステム(情報連携)更改対応	令和9年1月に個人番号管理サブシステム（情報連携）の更改が予定されており、引継ぎ期間中の令和8年10月から12月にかけて、本受託者は更改事業者から運用業務（マニュアル・手順書等）を引き継ぐ必要がある認識であります。本受託者は運用業務を引き継いだ上で、更改後の運用業務を業務マスタに反映するなどの運用準備内容を検討・実施する必要がある認識でよいでしょうか。また本引継ぎと定常の運用業務の業務内容も含めると、引継ぎ開始当初の10月から40名程度の運用引継体制を確保し、運用開始時点では90名程度が必要と認識しています。	ご認識のとおりです。 ただし、体制に関しては、記載いただいている人数は必須ではありません。
9	別紙1_要件定義書 P.48	4.8.2 パッチ適用	「別紙5 関連事業者との役割分担表」にのっって行うこと。といった記載があります。脆弱性情報は年間で相当数発生していると想定しています。適用サイクルは原則として脆弱性公開から6か月以内に、公開された全てのセキュリティパッチ（各保守事業者が適用不可と判断するもの以外）を適用する必要がある認識でよいでしょうか。また、運用対象システムが閉域環境であっても、外部からの攻撃に対する脆弱性がある場合もセキュリティパッチを適用する認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 原則として脆弱性公開から6か月以内に、公開された全てのセキュリティパッチ（各保守事業者が適用不可と判断するもの以外）を適用する必要があります。 また、運用対象システムが閉域環境であっても、外部からの攻撃に対する脆弱性がある場合はセキュリティパッチも適用する必要があります。
10	別紙1_要件定義書 P.50	4.9.1 インシデント管理	「開発環境については、ハードウェアレイヤ及びセキュリティ監視において障害を検知した場合には、関連事業者へのエスカレーション等を行うこと。」といった記載があります。インシデント対応・管理を行う環境は本番環境のみならず、検証環境、開発環境も対象の認識でよいでしょうか。検証環境や開発環境は保守事業者や開発事業者が開発目的で利用している環境です。そのため、インシデントか検証によるアラートかといった判断は各事業者と本受託者がコミュニケーションしながら判断する認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 インシデント対応・管理を行う環境は本番環境のみならず、検証環境、開発環境も対象であり、検証環境や開発環境におけるインシデント判断は、各事業者とコミュニケーションしながら実施する必要があります。
11	提案書作成要領・評価基準表 別紙2：総合評価項目一覧（提案表） P.3	項番20 8.1.2 受託実績	評価項目では「過去5年以内に類似業務の完了実績があること」とされています。一方で、評価基準では、「過去5年以内に本調達業務と同等規模のシステム運用管理・ヘルプデスク業務を行った実績等を有する事業者であることを『業務の受託実績申立書』にて提出すること」とされています。このため、本要件においては、過去5年以内に完了した類似業務実績、若しくは現在履行中の類似業務実績を「実績等を有する事業者」であることの実績として業務受託実績申立書へ記載可能との認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 過去5年以内に完了した類似業務実績、若しくは現在履行中の類似業務実績を「実績等を有する事業者」であることの実績として業務受託実績申立書へ記載頂くことは可能です。
12	提案書作成要領・評価基準表 別紙2：総合評価項目一覧（提案表） P.3	項番23 8.2 入札制限	入札説明書別添1様式4「利害関係を有する事業者でないことの申立書」は、競争参加資格の証明として電子入札で提出が求められている書類で、かつ提案表項番23の評価基準でも提出が求められている書類となります。本書類は「電子入札で提出」すれば、「提案書一式の中に含めての提出は必要ない」で良いでしょうか。提案書一式の中でも提出が必要な場合は、電子入札同様に紙の場合でも押印不要という認識で齟齬ありませんでしょうか。	提案書の別添資料として、入札制限に該当しないことの証明を提出していただく必要があります。 ただし、電子入札での提出がある場合は紙への押印は不要です。提出がない場合は押印が必要です。
13	提案書作成要領・評価基準表 別紙2：総合評価項目一覧（提案表） P.4	項番35 3.10 教育に関する事項	別紙2：総合評価項目一覧（提案表）において、項番35番の評価基準項目欄で「④の提案において実効性のあるスケジュールが提案されていること」と記載されています。評価基準①-③の提案に対して、実効性のあるスケジュールの記載を求めている認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 評価基準①-③の提案に対して、実効性のあるスケジュールの記載を求めています。
14	技術資料	運用報告書一式（稼働報告書）	技術資料 運用報告書一式（稼働報告書）別紙2.1-2作業依頼書管理台帳において、保守事業者が作業主体となる作業も存在する旨を確認しました。左記のような作業の場合、本受託者は作業監督として立会いが必要となる認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 保守事業者が本番作業を行う場合、本受託者の立会いが必要となります。